

業務改善助成金

平成28年10月1日拡充

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合**、その設備投資などにかかった費用の一部が助成されます。

<チェック項目>

- ☑ 中小企業・小規模事業主であること
- ☑ **賃金引上げ計画**を策定すること
- ☑ **引上げ後の賃金額を支払う**こと
- ☑ **機器・設備などを導入**することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
 - ※下記の経費は除かれます
 - (1) 単なる経費削減のための経費
 - (2) 職場環境を改善するための経費
 - (3) 社会通念上当然に必要となる経費
- ☑ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など



事業場とは「一定の場所での作業的なまとまり」のこと。
つまり、『事業場内最低賃金』とはその場所で一番低い賃金のこと。
月給、日給であっても時給に換算します。

『事業場内最低賃金』
ってなに？



対象となる費用の例

- ※経営コンサル経費
- ※人材育成・教育訓練費
 - POSシステム
 - 電子履歴管理システム
 - ウェブ会議システム
 - 自動車整備ネットワークシステム
- 顧客・在庫・帳票管理システム
- 稼働効率の向上が見込める機械設備
- インターネット予約受付システム
- リフト付特殊車両送迎車
- オーダーエントリーシステム
- 小荷物専用昇降機 など

※ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサル経費」は今回の拡充で対象となりました。

業務改善助成金の活用事例

A社（飲食業）

労働者4名（うち800円未満の労働者2名）

【賃金引上げ計画】

26年度 27年度

700円 → 750円 → 800円

+50円 +50円

【26年度の業務改善内容と助成金】

製氷機、食器洗浄機の購入

業務改善に要した経費の額

1,288,000円

※旧制度での活用事例となります

644,000円受給！



★ 助成額

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 (※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 (※)) (※) 生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として以下のコースも新設

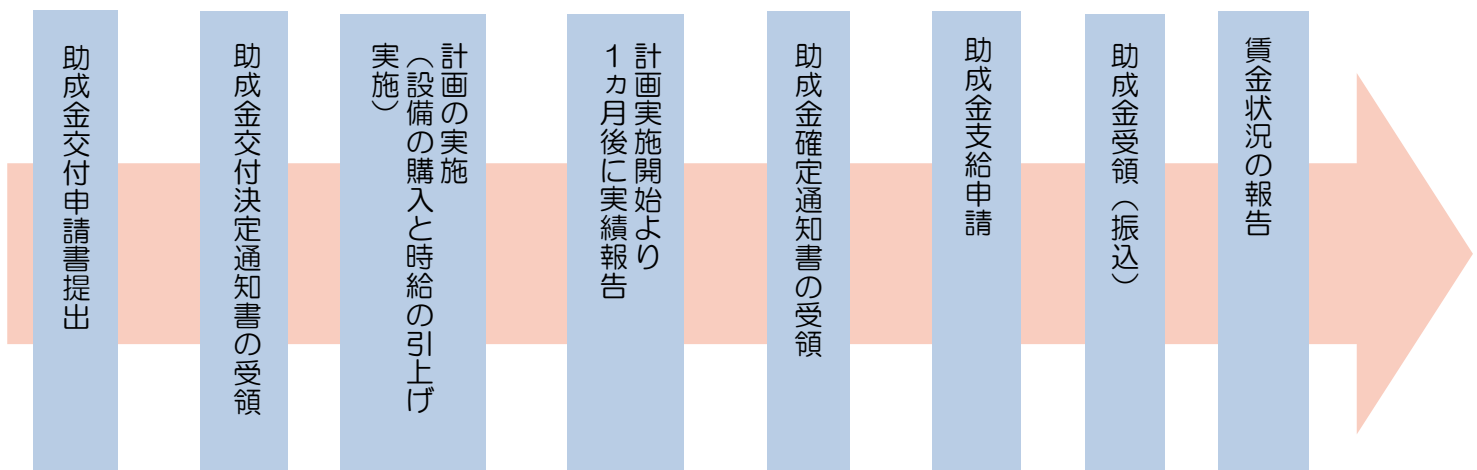
事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7/10 (※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 (※)) (※) 生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円の未満の事業場
120円以上		200万円	

支給対象の費用なども拡充

- 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。
- 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- 助成率が加算になる、生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%を超えている場合等をいいます。

$$\text{生産性指標} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{人件費} + \text{動産・不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

★ 申請の流れ



助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性があります。詳しくは弊法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。